

京都市上下水道局告示第71号

地方公営企業法第33条の2の規定により水洗便所築造工事資金貸付金償還金及び延滞金の徴収事務の一部を委託することとしましたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 受託者

京都市南区西九条菅田町7番地3
一般財団法人京都市上下水道サービス協会

2 委託の範囲

- (1) 償還金及び延滞金の徴収及び収納
- (2) 前号により収納した償還金及び延滞金の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み
- (3) 督促状の配布
- (4) 前各号に付帯する事務

3 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)